

## 第11章 循環型地域社会の形成に関する 条例関係

# 第11章 循環型地域社会の形成に関する条例関係

## 第1節 循環型地域社会の形成に関する条例

(平成14年岩手県条例第73号)

### 1 岩手県再生資源利用認定製品品質基準

品質及び安全性に関する基準	<p>1 次のいずれかの規格等に適合していること。</p> <p>(1) 産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格</p> <p>(2) 公益財団法人日本環境協会が定めるエコマーク商品認定基準</p> <p>(3) 建築工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に定める規格等</p> <p>(4) 岩手県土木工事共通仕様書に定める規格等</p> <p>(5) その他認定製品の規格等として知事が相当と認めるもの</p> <p>2 1の(3)から(5)までの規格等に適合する製品にあっては、次の要件を満たしていること。</p> <p>(1) 廃棄物処理法第2条第3項の特別管理一般廃棄物又は同条第5項の特別管理産業廃棄物を原材料としていないこと。</p> <p>(2) 土壌に溶出する可能性のあるものについては、溶出試験結果が環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の土壌の汚染に係る環境基準に適合していること。</p> <p>(3) その他当該製品について適用される関係法令等を遵守していること。</p>
再生資源の配合率	<p>1 エコマーク商品認定基準に定めのある製品については、エコマーク商品認定基準で定める配合率の基準をおおむね満たしていること（エコマーク商品認定基準で定める配合率の基準が岩手県グリーン購入基本方針（平成14年3月26日岩手県環境生活部制定）で定める配合率の基準を下回る場合を除く。）。</p> <p>2 エコマーク商品認定基準に定めのない製品であって岩手県グリーン購入基本方針に定めのある製品及びエコマーク商品認定基準で定める配合率の基準が岩手県グリーン購入基本方針で定める配合率の基準を下回る製品については、岩手県グリーン購入基本方針で定める配合率の基準を満たしていること。</p> <p>3 エコマーク商品認定基準及び岩手県グリーン購入基本方針のいずれにも定めのない製品については、学識経験を有する者等の意見を聴いて知事が相当と認める再生資源の配合率の基準を満たしていること。</p>

## 2 行政処分基準（第19条、規則第12条）

### 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反

違反行為等	該当条項	違反行為等の内容	点数
無許可営業	第7条第1項	許可を受けずに一般廃棄物の収集又は運搬を業として行った場合	100
	第7条第6項	許可を受けずに一般廃棄物の処分を業として行った場合	
	第14条第1項	許可を受けずに産業廃棄物の収集又は運搬を業として行った場合	
	第14条第6項	許可を受けずに産業廃棄物の処分を業として行った場合	
	第14条の4第1項	許可を受けずに特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行った場合	
	第14条の4第6項	許可を受けずに特別管理産業廃棄物の処分を業として行った場合	
不正手段による営業許可取得	第7条第1項	不正の手段により、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の営業許可を受けた場合	
	第7条第2項		
	第7条第6項		
	第7条第7項		
	第14条第1項	不正の手段により、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の営業許可を受けた場合	
	第14条第2項		
	第14条第6項		
	第14条第7項		
	第14条の4第1項	不正の手段により、特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の営業許可を受けた場合	
	第14条の4第2項		
第14条の4第6項			
第14条の4第7項			
無許可変更	第7条の2第1項	一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が許可を受けずに事業の範囲を変更した場合	
	第14条の2第1項	産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が許可を受けずに事業の範囲を変更した場合	
	第14条の5第1項	特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が許可を受けずに事業の範囲を変更した場合	
不正手段による変更許可取得	第7条の2第1項	不正の手段により、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業範囲変更許可を受けた場合	
	第14条の2第1項	不正の手段により、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業範囲変更許可を受けた場合	
	第14条の5第1項	不正の手段により、特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業範囲変更許可を受けた場合	
事業の停止命令等違反	第7条の3	法又は法に基づく処分に違反した一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者に出された事業停止命令等に違反した場合	
	第14条の3	法又は法に基づく処分に違反した産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者に出された事業停止命令等に違反した場合	
	第14条の6	法又は法に基づく処分に違反した特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者に出された事業停止命令等に違反した場合	

違反行為等	該当条項	違反行為等の内容	点数
措置命令違反	第19条の4第1項	一般廃棄物処理基準又は特別管理一般廃棄物処理基準に適合しない処分を行い、生活環境の保全上出された措置命令に違反した場合	
	第19条の4の2第1項	一般廃棄物処理基準又は特別管理一般廃棄物処理基準に適合しない処分を行い、生活環境の保全上出された措置命令に違反した場合	
	第19条の5第1項	産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に適合しない処分を行い、生活環境の保全上出された措置命令に違反した場合	
	第19条の6第1項	排出事業者等が産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に適合しない処分を行い、生活環境の保全上出された措置命令に違反した場合	
委託基準違反	第6条の2第6項	事業者が一般廃棄物の委託基準に違反した場合	
	第12条第5項	事業者が産業廃棄物の委託基準に違反した場合	
	第12条の2第5項	事業者が特別管理産業廃棄物の委託基準に違反した場合	
名義貸しの禁止	第7条の5	一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者が自己の名義をもって他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせた場合	
	第14条の3の3	産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者が自己の名義をもって他人に産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせた場合	
	第14条の7	特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者が自己の名義をもって他人に特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせた場合	
処理施設の無許可設置	第8条第1項	一般廃棄物処理施設の設置に当たって許可を受けなかった場合	
	第15条第1項	産業廃棄物処理施設の設置に当たって許可を受けなかった場合	
不正手段による処理施設の設置許可取得	第8条第1項	不正の手段により、一般廃棄物処理施設の設置許可を受けた場合	
	第15条第1項	不正の手段により、産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた場合	
処理施設の構造等の無許可変更	第9条第1項	一般廃棄物処理施設の処理能力、構造等の変更に当たって許可を受けなかった場合（省令で定める軽微な変更であるときを除く。）	
	第15条の2の6第1項	産業廃棄物処理施設の処理能力、構造等の変更に当たって許可を受けなかった場合（省令で定める軽微な変更であるときを除く。）	
不正手段による処理施設の構造等の変更許可取得	第9条第1項	不正の手段により、一般廃棄物処理施設の処理能力、構造等の変更許可を受けた場合	
	第15条の2の6第1項	不正の手段により、産業廃棄物処理施設の処理能力、構造等の変更許可を受けた場合	
廃棄物の輸出確認違反	第10条第1項	環境大臣の確認を受けずに、一般廃棄物を輸出した場合	
	第15条の4の7第1項	環境大臣の確認を受けずに、産業廃棄物を輸出した場合	
受託禁止違反	第14条第15項	許可を受けずに、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を受託した場合	
	第14条の4第15項	許可を受けずに、特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を受託した場合	
投棄禁止違反	第16条	廃棄物をみだりに捨てた場合	

違反行為等	該当条項	違反行為等の内容	点数
焼却禁止違反	第16条の2	廃棄物を焼却した場合（第16条の2に掲げる方法による場合を除く。）	
指定有害廃棄物の処理禁止違反	第16条の3	指定有害廃棄物を保管、収集、運搬又は処分した場合（第16条の3に掲げる方法による場合を除く。）	
廃棄物の輸出確認違反未遂	第10条第1項	環境大臣の許可を受けないで、一般廃棄物を輸出する行為に着手した場合	
	第15条の4の7第1項	環境大臣の許可を受けないで、産業廃棄物を輸出する行為に着手した場合	
投棄禁止違反未遂	第16条	廃棄物をみだりに捨てる行為に着手した場合	
焼却禁止違反未遂	第16条の2	廃棄物を焼却する行為に着手した場合（第16条の2に掲げる場合を除く。）	
委託基準違反、再委託禁止違反	第6条の2第7項	事業者が一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に、政令で定める基準に従わない場合	
	第7条第14項	一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が収集若しくは運搬又は処分を他人に委託した場合	
	第12条第6項	事業者が産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に、政令で定める基準に従わない場合	
	第12条の2第6項	事業者が特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に、政令で定める基準に従わない場合	
	第14条第16項	産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が収集若しくは運搬又は処分を他人に委託した場合（政令で定める再委託処理基準に従って委託する場合その他省令で定める場合を除く。）	
	第14条の4第16項	特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が収集若しくは運搬又は処分を他人に委託した場合（政令で定める再委託処理基準に従って委託する場合その他省令で定める場合を除く。）	
処理施設改善命令等違反	第9条の2	一般廃棄物処理施設の改善命令等に従わない場合	
	第15条の2の7	産業廃棄物処理施設の改善命令等に従わない場合	
改善命令違反	第19条の3	事業者又は処理業者が改善命令に従わない場合	
事業を廃止した者等に対する措置命令違反	第19条の10第1項	事業を廃止した者等が一般廃棄物処理基準又は特別管理一般廃棄物処理基準に適合しない保管を行い、生活環境の保全上出された措置命令に違反した場合	
	第19条の10第2項	事業を廃止した者等が産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に適合しない保管を行い、生活環境の保全上出された措置命令に違反した場合	
処理施設の無許可譲受け等	第9条の5第1項	許可を受けないで、一般廃棄物処理施設の譲受け、又は借受けを行った場合	
	第15条の4	許可を受けないで、産業廃棄物処理施設の譲受け、又は借受けを行った場合	
国外廃棄物の輸入禁止違反	第15条の4の5第1項	環境大臣の許可を受けないで、産業廃棄物を輸入した場合	

違反行為等	該当条項	違反行為等の内容	点数
輸入許可条件違反	第15条の4の5第4項	産業廃棄物の輸入許可に付された生活環境の保全上必要な条件に違反した場合	
投棄禁止違反目的収集運搬	第16条	廃棄物をみだりに捨てる目的で、収集又は運搬をした場合	
焼却禁止違反目的収集運搬	第16条の2	廃棄物を焼却する目的で、収集又は運搬をした場合（第16条の2に掲げる方法による場合を除く。）	
廃棄物の輸出確認違反予備	第10条第1項	環境大臣の確認を受けないで、一般廃棄物を輸出する目的で準備をした場合	
	第15条の4の7第1項	環境大臣の確認を受けないで、産業廃棄物を輸出する目的で準備をした場合	
産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）未交付等	第12条の3第1項	管理票を交付せず、又は法定事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして交付した場合	90
	第15条の4の7第2項		
	第12条の3第3項前段	運搬受託者が管理票交付者に管理票の写しを送付せず、又は法定事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した場合	
	第12条の3第3項後段	運搬受託者が処分委託者に管理票を回付しなかった場合	
	第12条の3第4項	処分受託者が管理票の写しを管理票交付者に送付せず、又は法定事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した場合	
	第12条の3第5項		
第12条の5第6項			
管理票保存義務違反	第12条の3第2項	管理票交付者がその交付した管理票の写しを保存しなかった場合	
	第12条の3第6項	管理票交付者が送付された管理票の写しを保存しなかった場合	
	第12条の3第9項	運搬受託者が管理票又はその写しを保存しなかった場合	
	第12条の3第10項	処分受託者が管理票を保存しなかった場合	
管理票の虚偽記載等	第12条の4第1項	産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者が受託していないものについて、虚偽の記載をして管理票を交付した場合	
受取禁止違反	第12条の4第2項	管理票の交付を受けないで産業廃棄物の引渡しを受けた場合	
虚偽管理票写し送付・虚偽報告	第12条の4第3項	運搬受託者又は処分受託者が受託した産業廃棄物の運搬又は処分を終了していないものについて管理票交付者に管理票の写しを送付し、又は情報処理センターに報告をした場合	
	第12条の4第4項	処分受託者が受託した産業廃棄物の処分に係る中間処理産業廃棄物の最終処分が終了した旨の管理票の写しの送付又は通知を受けていないものについて管理票交付者に管理票の写しを送付し、又は情報処理センターに報告をした場合	
虚偽登録等	第12条の5第1項	電子情報処理組織使用義務者が情報処理センターに虚偽の登録をした場合	
	第12条の5第2項	電子情報処理組織使用事業者が情報処理センターに虚偽の登録をした場合	
	第12条の5第3項	運搬受託者又は処分受託者が情報処理センターに報告せず、又は虚偽の報告をした場合	
	第12条の5第4項	処分受託者が情報処理センターに報告せず、又は虚偽の報告をした場合	

違反行為等	該当条項	違反行為等の内容	点数
虚偽登録等	第15条の4の7第2項	国外廃棄物を輸入した者が情報処理センターに虚偽の登録をした場合	
管理票に係る勧告に係る措置命令違反	第12条の6第3項	管理票に係る勧告に係る措置命令に違反した場合	
土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反	第15条の19第4項	廃棄物が地下にある土地で知事が指定した区域（以下「指定区域」という。）における土地形質変更届出に関して出された計画変更命令に違反した場合	
	第19条の11第1項	指定区域における土地形質変更届出に関して生活環境の保全上出された措置命令に違反した場合	
非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例に係る変更命令等違反	第9条の3の3第3項	市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が一般廃棄物処理施設の設置に係る届出（変更の届出を含む。）に対する変更命令等に違反した場合	
	第9条の3の3第3項	市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が一般廃棄物処理施設に対する改善命令等に違反した場合	
事故時の応急措置命令違反	第21条の2第2項	特定処理施設の設置者が当該特定処理施設の事故に関して生活環境の保全上出された措置命令に違反した場合	
処理施設使用開始前受検義務違反	第8条の2第5項	一般廃棄物処理施設に係る検査を受ける前に施設を使用した場合	60
	第9条第2項	処理能力や構造等を変更した一般廃棄物処理施設に係る検査を受ける前に当該施設を使用した場合	
	第15条の2第5項	産業廃棄物処理施設に係る検査を受ける前に当該施設を使用した場合	
	第15条の2の6第2項	処理能力、構造等を変更した産業廃棄物処理施設に係る検査を受ける前に当該施設を使用した場合	
定期検査受検義務違反	第8条の2の2第1項	一般廃棄物処理施設の定期検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合	30
	第15条の2の2第1項	産業廃棄物処理施設の定期検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合	
非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例に係る届出義務違反	第9条の3の3第1項	市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	30
	第9条の3の3第3項	市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	
事業場外保管事前届出義務違反	第12条第3項	産業廃棄物を生ずる事業場の外に保管するときに、届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	30
	第12条の2第3項	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場の外に保管するときに、届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	
土地形質変更事前届出義務違反	第15条の19第1項	指定区域において届出をせずに土地形質を変更し、又は虚偽の届出をした場合	
通知義務違反	第14条第13項	産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が収集、運搬又は処分が困難になったときに、通知せず、又は虚偽の通知をした場合	

違反行為等	該当条項	違反行為等の内容	点数
通知義務違反	第14条の2第4項	産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止した者であって当該事業に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないものが通知せず、又は虚偽の通知をした場合	
	第14条の3の2第3項	産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可を取り消された者であって当該許可に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないものが通知せず、又は虚偽の通知をした場合	
	第14条の4第13項	特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が収集、運搬又は処分が困難になったときに、通知せず、又は虚偽の通知をした場合	
	第14条の5第4項	特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止した者であって当該事業に係る特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないものが通知せず、又は虚偽の通知をした場合	
	第14条の6	特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を取り消された者であって当該許可に係る特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないものが通知せず、又は虚偽の通知をした場合	
通知保存義務違反	第14条第14項	産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が通知の写しを保存しなかった場合	
	第14条の2第5項	産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止した者であって当該事業に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないものが通知の写しを保存しなかった場合	
	第14条の3の2第4項	産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可を取り消された者であって当該許可に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないものが通知の写しを保存しなかった場合	
	第14条の4第14項	特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が通知の写しを保存しなかった場合	
	第14条の5第5項	特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止した者であって当該事業に係る特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないものが通知の写しを保存しなかった場合	
帳簿備付け保存等義務違反	第7条第15項	事業者及び廃棄物処理業者が帳簿を備えず、若しくは帳簿に法定事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった場合	
	第7条第16項		
	第12条第13項		
	第12条の2第14項		
	第14条第17項		
	第14条の4第18項		

違反行為等	該当条項	違反行為等の内容	点数
処理業廃止、変更届出義務違反	第7条の2第3項	一般廃棄物処理業者がその事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他省令で定める事項を変更したときに、変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	
	第14条の2第3項	産業廃棄物処理業者がその事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他省令で定める事項を変更したときに、変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	
	第14条の5第3項	産業廃棄物処理業者がその事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他省令で定める事項を変更したときに、変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	
処理施設の廃止等届出義務違反	第9条第3項	一般廃棄物処理施設の廃止、休止若しくは再開の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	
	第15条の2の6第3項	産業廃棄物処理施設の廃止、休止若しくは再開の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	
最終処分場埋立処分終了届出義務違反	第9条第4項	一般廃棄物最終処分場の埋立処分終了の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	
	第15条の2の6第3項	産業廃棄物最終処分場の埋立処分終了の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	
処理施設の相続届出義務違反	第9条の7第2項	一般廃棄物処理施設の相続の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	
	第15条の4	産業廃棄物処理施設の相続の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	
処理施設の維持管理事項記録等違反	第8条の4	一般廃棄物処理施設（無害化处理の用に供する施設を含む。）の維持管理に関し省令で定める事項を記録せず、若しくは備え置かず、又は閲覧させない場合	
	第9条の10第8項		
	第15条の2の4		
	第15条の4の4第3項		
処理責任者等設置義務違反	第12条第8項	産業廃棄物処理施設が設置されている事業場に産業廃棄物処理責任者を置かない場合	
	第12条の2第8項	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場に特別管理産業廃棄物管理責任者を置かない場合	
報告義務違反	第18条第1項	事業者、一般廃棄物処理業者、産業廃棄物処理業者、一般廃棄物処理施設設置者又は産業廃棄物処理施設設置者が求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	
	第18条第2項	産業廃棄物の輸出又は輸入に関して求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	
立入検査拒否妨害忌避	第19条第1項	都道府県又は市町村職員の行う立入検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した場合	
	第19条第2項	国の職員の行う立入検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した場合	
技術管理者設置義務違反	第21条第1項	一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設に技術管理者を置かない場合	
事業場外保管事後届出義務違反	第12条第4項	産業廃棄物を生ずる事業場の外に保管したときに、届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	10
	第12条の2第4項	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場の外に保管したときに、届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	
土地形質変更事後届出義務違反	第15条の19第2項	指定区域内において既に土地の形質変更に着手しているときに、届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	

違反行為等	該当条項	違反行為等の内容	点数
土地形質変更事後届出義務違反	第15条の19第3項	非常災害時に指定区域内において土地の形質変更をしたときに、届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	
処理計画提出義務違反	第12条第9項	産業廃棄物の多量排出事業者が処理計画を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出した場合	
	第12条の2第10項	特別管理産業廃棄物の多量排出事業者が処理計画を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出した場合	
処理計画実施状況報告義務違反	第12条第10項	産業廃棄物の多量排出事業者が処理計画の実施状況の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	
	第12条の2第11項	特別管理産業廃棄物の多量排出事業者が処理計画の実施状況の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	
名称使用禁止違反	第20条の2第3項	登録を受けずに登録廃棄物再生事業者という名称を用いた場合	
基準不適合	第14条第5項第1号	産業廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者の能力が法に定める基準に適合せず、改善が困難と認められる場合	100
	第14条第10項第1号		
	第14条の4第5項第1号		
	第14条の4第10項第1号		
欠格要件該当	第14条第5項第2号	産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者が欠格要件に該当する場合	100
許可条件違反	第14条第11項	産業廃棄物処理業の許可に付された生活環境の保全上必要な条件に違反した場合	30
	第14条の4第11項	特別管理産業廃棄物処理業の許可に付された生活環境の保全上必要な条件に違反した場合	

2 循環型地域社会の形成に関する条例違反

違反行為等	該当条項	違反行為等の内容	点数
措置命令等違反	第20条第7項	廃棄物等の保管等又は放置に関して出された措置命令に違反した場合	80
	第20条の3第1項	廃棄物等の保管等又は放置がされている場所への廃棄物等の搬入停止命令に違反した場合	
	第23条第3項	不適正処理関与者に対する命令に違反した場合	
報告義務違反・虚偽報告	第20条第2項	廃棄物等の保管等又は放置に関して求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	30
	第20条第6項	廃棄物等の保管等又は放置に関して出された調査命令の結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	
	第31条第1項	再生資源を利用した製品の製造、廃棄物等の処理、廃棄物処理施設等の構造若しくは維持管理又は施設設置者における事故防止等措置若しくは周辺居住者等への説明の状況等に関して求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	
立入検査等拒否妨害忌避	第20条第2項	職員の行う立入検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した場合	
	第31条第1項		
改善命令等違反	第20条第5項	廃棄物等の保管等又は放置に関して出された調査命令に違反した場合	
	第21条第6項	建設資材廃棄物の適正処理に関して出された措置命令に違反した場合	
	第29条第2項	条例に定める廃棄物処理施設等の構造基準に関する改善命令に違反した場合	
	第30条第2項	条例に定める廃棄物処理施設等の維持管理に関する改善命令に違反した場合	

3 盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例違反

違反行為等	該当条項	違反行為等の内容	点数
措置命令等違反	第21条の2第7項	廃棄物等の保管等又は放置に関して出された措置命令に違反した場合	80
	第21条の4第1項	廃棄物等の保管等又は放置がされている場所への廃棄物等の搬入停止命令に違反した場合	
	第21条の7第3項	不適正処理関与者に対する命令に違反した場合	
報告義務違反・虚偽報告	第21条の2第2項	廃棄物等の保管等又は放置に関して求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	30
	第21条の2第6項	廃棄物等の保管等又は放置に関して出された調査命令の結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	
	第30条の4	廃棄物等の処理、廃棄物処理施設等の構造若しくは維持管理又は施設設置者における事故防止等措置若しくは周辺居住者等への説明の状況等に関して求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	
立入検査等拒否妨害忌避	第21条の2第2項 第31条第1項	職員の行う立入検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した場合	
改善命令等違反	第21条の2第5項	廃棄物等の保管等又は放置に関して出された調査命令に違反した場合	
	第21条の5第6項	建設資材廃棄物の適正処理に関して出された措置命令に違反した場合	
	第21条の13第2項	条例に定める廃棄物処理施設等の構造基準に関する改善命令に違反した場合	
	第21条の14第2項	条例に定める廃棄物処理施設等の維持管理に関する改善命令に違反した場合	

4 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例違反

違反行為等	該当条項	違反行為等の内容	点数
立入検査等拒否妨害忌避	第6条第1項	職員の行う立入検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した場合	30

許可の取消し等の基準

基準点数	9点以下	10～29点	30～59点	60～89点	90～99点	100点以上
処分内容	なし	事業停止10日	事業停止30日	事業停止60日	事業停止90日	許可取消

### 3 事前協議書に添付する書類及び図面

番号	項目	新規			変更			譲受け又は借受け			
		積替 保管 施設	中間 処理 施設	最終 処分 場	積替 保管 施設	中間 処理 施設	最終 処分 場	積替 保管 施設	中間 処理 施設	最終 処分 場	
<b>【様式】</b>											
1	事業計画書	様式第8号(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	排出事業者名簿	様式第8号(2)	○	○	○	※	※	※	○	○	○
3	処理委託先処理業者名簿	様式第8号(3)	○	○	○	※	※	※	○	○	○
4	廃棄物処理施設等設置等事前説明結果書	様式第9号	○	●	○	■	■	■	○	●	○
5	周辺生活環境調査結果書	様式第10号(1)	○	●	○	■	■	■	○	●	○
6	生活環境の保全上留意すべき事項等	様式第10号(2)	○	●	○	■	■	■	○	●	○
7	廃棄物処理施設等変更設備等対照表	様式第11号	—	—	—	○	○	○	—	—	—
8	積替え・積替えのための保管施設計画書	様式第12号	○	—	—	※	—	—	—	—	—
9	中間処理施設計画書	様式第13号	—	○	—	—	※	—	—	—	—
10	最終処分場計画書	様式第14号	—	—	○	—	—	※	—	—	—
11	出入口への表示立札	様式第17号	○	○	—	※	※	—	—	—	—
<b>【図面】</b>											
12	位置図		○	○	○	○	○	○	○	○	○
13	見取図		○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	構造図		○	○	○	※	※	※	—	—	—
15	土地の登記事項証明書		○	○	○	※	※	※	○	○	○
16	公図		○	○	○	※	※	※	○	○	○
17	施設設置事業場用地の現況写真		○	○	○	○	○	○	○	○	○
18	求積図		○	○	○	※	※	※	—	—	—
19	賃貸借契約書の写し		○	○	○	※	※	※	○	○	○
20	施設設置事業場平面図		○	○	○	※	※	※	○	○	○
21	施設設置事業場縦横断図		○	○	○	※	※	※	—	—	—
22	処理工程図		○	○	○	※	※	※	—	—	—
23	現況平面図		—	—	○	—	—	※	—	—	—
24	配置平面図		—	—	○	—	—	※	—	—	—
25	埋立平面図		—	—	○	—	—	※	—	—	—
26	横断図		—	—	○	—	—	※	—	—	—
27	縦断図		—	—	○	—	—	※	—	—	—
28	地質調査報告書(地質柱状図、透水係数計算書を含む。)		—	—	○	—	—	※	—	—	—
29	事業計画工程書		—	—	○	—	—	※	—	—	—
30	設計計算書・仕様書		○	○	○	※	※	※	—	—	—
31	管理体制系統図		○	○	○	※	※	※	○	○	○
32	運転管理仕様書		○	○	○	※	※	※	○	○	○
33	保管計画図		○	○	—	※	※	—	—	—	—
34	保管面積・保管容量計算書		○	○	—	※	※	—	—	—	—
35	実証試験結果及びその評価		◇	◇	◇	※	※	※	—	—	—
36	標準作業書		▲	▲	—	※	※	—	▲	▲	—

- 備考1 事前協議の内容及び廃棄物処理施設等の種類に応じて、○印の付された書類等を添付すること。  
 2 ※印の付された書類等については、内容に変更がある場合に限り、添付すること。  
 3 ●印の付された書類等については、移動式施設に係る事前協議においては添付を要しないこと。  
 4 ■印の付された書類等については、第16条第10項(事前説明不要)の場合には添付を要しないこと。  
 5 廃棄物処理施設等を譲り受け、又は借り受ける場合にあっては、廃棄物処理施設等の許可証(廃棄物処理条第8条第1項及び第15条第1項の許可を要する場合に限る。)、産業廃棄物処理業の許可証、譲渡契約書等の写しを添付すること。  
 6 解体業の用に供する自動車リサイクル施設については積替保管施設に、破砕業の用に供する自動車リサイクル施設については中間処理施設に準じて書類等を添付すること。  
 7 施設設置事業場縦横断図については、土木工事(造成工事)がある場合に限り、添付すること。  
 8 ◇印の付された書類等については、これまで岩手県内において廃棄物の処理に用いられたことがない構造、処理方法により廃棄物を処理する場合に限り、添付すること。  
 9 ▲印の付された書類等については、自動車リサイクル施設に係る事前協議である場合に限り、添付すること。

#### 4 住民説明を要する変更の内容

自動 車リサ イクル 施設	<p>1 処理能力に係る変更であって、当該変更により当該処理能力が10パーセント以上変更されるに至るもの</p> <p>2 主要な設備（破碎業の施設に係る保管設備を除く。）に係る変更又は設計計算上達成することのできる排ガスの性状、放流水の水質その他生活環境への負荷に関する数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなる変更</p>
そ の 他 処 理 施 設	<p>1 処理能力に係る変更であって、当該変更により当該処理能力が10パーセント以上変更されるに至るもの</p> <p>2 位置又は処理方式</p> <p>3 構造及び設備に係る変更であって、次の(1)から(14)までに掲げるその他処理施設の種類に応じ、(1)から(14)までに掲げる設備に係るもの又は設計計算上達成することのできる排ガスの性状、放流水の水質その他生活環境への負荷に関する数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなる変更</p> <p>(1) 汚泥の脱水施設であって、1日当たりの処理能力が10立方メートル以下のもの 脱水機</p> <p>(2) 汚泥の乾燥施設であって、1日当たりの処理能力が10立方メートル（天日乾燥施設にあっては100立方メートル）以下のもの 乾燥設備</p> <p>(3) 汚泥（ポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、次のいずれにも該当しないもの 燃焼室</p> <p>ア 1日当たりの処理能力が5立方メートルを超えるもの</p> <p>イ 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの</p> <p>ウ 火格子面積が2平方メートル以上のもの</p> <p>(4) 廃油の油水分離施設であって、1日当たりの処理能力が10立方メートル以下のもの（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号の廃油処理施設を除く。）</p> <p>油水分離設備</p> <p>(5) 廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く）の焼却施設であって、次のいずれにも該当しないもの（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。） 燃焼室</p> <p>ア 1日当たりの処理能力が1立方メートルを超えるもの</p> <p>イ 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの</p> <p>ウ 火格子面積が2平方メートル以上のもの</p> <p>(6) 廃酸又は廃アルカリの中和施設であって、1日当たりの処理能力が50立方メートル以下のもの</p> <p>中和槽</p> <p>(7) 廃プラスチック類の破碎施設であって、1日当たりの処理能力が5トン以下のもの 破碎機</p> <p>(8) 廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、次のいずれにも該当しないもの 燃焼室</p> <p>ア 1日当たりの処理能力が100キログラムを超えるもの</p> <p>イ 火格子面積が2平方メートル以上のもの</p> <p>(9) 産業廃棄物の焼却施設（(3)、(5)及び(8)に掲げるものを除く。）であって次のいずれにも該当しないもの 燃焼室</p> <p>ア 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの</p> <p>イ 火格子面積が2平方メートル以上のもの</p> <p>(10) 木くずの破碎施設であって、1日当たりの処理能力が5トン以下のもの 破碎機</p> <p>(11) 工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片の破碎施設であって、1日当たりの処理能力が5トン以下のもの 破碎機</p> <p>(12) 工作物の除去に伴って生じたアスファルトの熱解砕施設 熱解砕機</p> <p>(13) 動物のふん尿及び有機汚泥の堆肥化施設 発酵設備</p> <p>(14) (1)から(13)までに掲げる施設以外の処理施設 主要な設備（中間処理施設に係る保管設備を除く。）</p> <p>4 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量（排出の方法又は量の増大に係る変更の場合に限る。）又は処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）</p> <p>5 維持管理に関する計画に係る事項</p> <p>(1) 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値（当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることとなるもののみを行う場合を除く。）</p> <p>(2) 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項</p> <p>(3) (1)及び(2)のほか、維持管理に関する事項</p>

## 5 切土ののり面<sup>こう</sup>勾配

地山の土質	切土高	勾配 <sup>こう</sup>
硬岩 中硬岩	一段 5メートル以下	1 : 1.0以上
軟岩 砂 砂質土 砂利又は岩塊まじりの砂質土（玉石） 粘性土等 岩塊又は玉石まじりの粘性土		1 : 1.5以上

備考1 のり面は無処理又は植生工程度の保護工を前提としたものであること。

- 2 土質構成などにより単一<sup>こう</sup>勾配としないときは、<sup>こう</sup>勾配の変化点には小段を設けること。
- 3 小段には若干の<sup>こう</sup>勾配を設けること。

## 第2節 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例

(平成14年岩手県条例第74号)

### 1 県外産業廃棄物の処理方法等の基準

- (1) 県内に搬入しようとする県外産業廃棄物が次のいずれかに該当するものであること。
  - ア 専ら製品の製造又はエネルギー回収のため原材料又は燃料として循環的に利用するためのものであること（原材料又は燃料として県内で循環的に利用するために中間処理を行うものを含む。）。
  - イ 貴金属の回収を行うためのものであること。
  - ウ 循環型地域社会の形成に関する条例（平成14年岩手県条例第73号）第7条第1項の規則で定める圏域から搬入されるものであること（規則で定める圏域…青森県及び秋田県の区域）。
  - エ その他本県で処理せざるを得ない特殊事情があると知事が認めるものであること。
- (2) 県内に搬入しようとする県外産業廃棄物の排出事業場から搬入施設までの当該県外産業廃棄物の運搬の経路が明確であること。
- (3) 県内に搬入しようとする県外産業廃棄物の運搬に伴う当該県外産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭、騒音及び振動の発生防止その他の生活環境の保全のための必要な措置を講じていること。

### 2 環境保全協力金の金額の目安

- (1) 搬入後埋立て等最終処分を行う場合 搬入量1トンにつき500円
- (2) 搬入後破砕、焼却等中間処理を行う場合 搬入量1トンにつき200円
- (3) 搬入後再生利用等を行う場合 搬入量1トンにつき50円